

第十七回和辻哲郎文化賞 学術部門 受賞作

井上 達夫 著『法という企て』（2003年9月18日 東京大学出版会 刊）

井上 達夫 いのうえ たつお 昭和29年（1954）生まれ。大阪府出身。専攻は、法哲学。東京大学法学部卒業。卒業時に東京大学法学部助手。ハーヴァード大学哲学科客員研究員（フルブライト交換研究員）。東京大学大学院法学政治学研究科教授（受賞時）。現在も同職。著書は『共生の作法—会話としての正義』（サントリー学芸賞）、『他者への自由—公共性の哲学としてのリベラリズム』、『現代の貧困』、『普遍の再生』などがある。

受賞のこぼ

今回の受賞は、二重の意味で望外の荣誉です。私は限られた知的資源を頼りに、限られた問題群を考察してきました。古今東西の人類の精神遺産を縦横無尽に駆使し壮大な思想世界を構築した巨人、和辻哲郎の名を冠した賞を頂けるとは夢想だにしませんでした。また、人間共同態が個人の倫理的評価の根拠であってその逆でないとした和辻の名に因む荣誉が、リベラリズムの法哲学の再定位を目指す私に授けられたことも、喜ばしい驚きです。もともと、私はリベラリズムの基幹を個の自由にではなく、異質な人々の共生の作法としての正義に求め、かかる正義への企てとして法を捉え直そうと苦闘してきました。和辻と私の立場の懸隔は存外小さいかもしれませんが、とはいえ、知の射程における彼我的懸隔には圧倒されます。今回の受賞をバネとし、この遠い巨星への憧憬を胸にして、日々精進したいと存じます。

《選考委員評》

坂部 恵

法哲学あるいは法の哲学というと、わたくしども日本の社会では何か近寄りたく、いかめしいものという印象があるのではないだろうか。哲学の専門研究者の間でさえ、道徳哲学、社会哲学、科学哲学等々数ある哲学の専門下位区分のうち、法の哲学に関心を寄せるものの割合は、残念ながら比較的すくないように見受けられる。カントにもヘーゲルにも、法の哲学を主題とした大きな著作があるにもかかわらず、である。

カントやヘーゲルの法の哲学は、しかし、ドイツが他のヨーロッパ諸国にくらべて近代化に遅れを取ったとはいえ、アメリカ独立戦争やフランス革命の後で、ということは近代的な自由や平等な人権や民主制の理念が確立されて間もない状況のなかで著された。法は人民（ないしその代理・代表）みずからが作るもの、立法して運用するものという観念がすでにそこでは当然のこととして共有されていたのである。それにひきくらべて、日本の状況はどうだろうか。明治から一〇〇年余りを経た今にしてなお、法は「お上」から与えられるもの、立法府や司法府の「お上」の許にすでに出来上がった法規・条文として存在しているもの、という意識が一般民衆のなかから抜けきっていないのではないだろうか。

ロールズの『正義論』の登場以来、アメリカを中心に活発に戦わされてきた正義や公正や法のあり方をめぐる議論が、専門研究者の間ではよくフォローされ、一般向けの紹介もなされているにもかかわらず、広く公衆の心に訴えることがないのを、わたくしはもどかしくおもってきた。井上さんの今回のお仕事は、そうした状況を打破すべき最良の企図にぞくする。法とは「正義への企て」である所以が、欧米の先行学説を丹念に批判・検討しながらあきらかにされ、正義を「規制理念」として、修正・改正の可能性へと開かれた法の、倫理・道徳との位置関係が見定められ、戦後日本の法運用の具体例の含む諸問題が明快に解き明かされている。

関根 清三

今年度の受賞作は、法哲学者・井上達夫氏の、特に法概念論・法価値論の分野での二十年來のお仕事を纏められた論文集である。論文集といえども、「法とは、いかなる企てであり、

いかにして存在しうるか」を問うた前半の原理論と、立憲主義の葛藤や、法価値の現代的発展について論じた後半の応用論とが、相互に密接な連関を持ち、一冊の著作として読者に訴え掛ける力を有している。

氏は、ソクラテスを死へと迫りやっった法ですら、強盗の脅迫とは違って規範としての重みを持ちうるのはなぜかを問い、それは法が「正義へ」の企てであるからだという解答を提出する。しかもそれはあくまで「企て」である限り完全ではなく、常に批判に開かれ吟味の俎上に載せられる用意がなければならない。その「正義」への志向性と、「企て」としての自らの身分への眼差しを持する限り、法の正統性が保証されるというのである。こうした原理論が、実際に応用される際には、様々な問題と遭遇するであろう。立憲民主主義や司法的人権保障のあり方、自由、平等、責任、競争、幸福といった諸価値との関係において、氏は具体的に「正義への企て」としての法の役割と限界を確認していく。

こうした探究の中で、二十世紀オーストリアの法学者ケルゼンの法実証主義の主張が、その自己理解に反して彼の理論体系と齟齬することの見事な批判的分析や、法が人間を幸福にできるといった常識を、利己主義、功利主義、パターンリズム〔父権的干渉主義〕ないしマターナリズム（母性的干渉主義。因みにこの言葉は氏の造語の由）、卓越主義、共同体主義それぞれの罫にはまらないためにはむしろ斥けねばならないことを、様々な具体的事例を整理しつつ説得的に論じ、法が人間を幸福にできる保証はないという限界を認めることこそ、法が守るべき節度なのだ、と結論する卓越した議論などが、紡ぎ出されて行くのである。

その一つ一つの考察が、法学と哲学を架橋する困難なお仕事を、現実に流されるのでもなく、逆に規範へと引きこもるのでもなく、そのバランスの中で遂行して来られた、この学者の道行きを伝えて、静かな感動を呼ぶ。